

株式会社ソトー 行動計画

社員が職業生活と家庭生活の両立をさせることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことで、社員全員がその能力を十分発揮できる様下記の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 計画期間内に事業所内託児所の社内利用者数の水準を向上させる。

<対策>

- ・令和3年4月～ 事業所内託児所利用に関する、グループ会社も含めた従業員に対する利用条件等の掲示等による周知徹底
- ・令和3年10月～ 社内託児所の入所条件該当者の託児所に対する要望を聴取し、利用しやすい託児条件の検討

目標2 計画期間内に育児休業制度取得状況について下記の水準を目指す。

男性社員 期間内に取得を目指す。

女性社員 取得率100%を維持する。

<対策>

- ・令和3年4月～ 育児・介護休業等に関する協定書（平成29年10月協定）の従業員に対する周知徹底
- ・令和3年10月～ 育児・介護休業等に関する協定書（平成29年10月協定）に関する管理職を対象とした研修会の実施

目標3 計画期間内に年次有給休暇の取得を下記の水準まで向上させる。

一般男性社員 取得率 40.0%以上 (現在 32.1%)

一般女性社員 取得率 50.0%以上 (現在 34.8%)

一般全社員 取得率 40.0%以上 (現在 32.8%)

<対策>

- ・令和3年4月～ 有給休暇取得水準に関する中央労使協議会での議論開始
- ・令和3年4月～ 年次有給休暇取得に関する管理職を対象とした研修会の実施

令和3年4月1日

株式会社ソトー

代表取締役社長 印

ソトーユニオン

組合長 印